平成３０年（フ）第８号
茨城県鹿嶋市大字粟生3079番地19（ラ櫻・粟生台106―103）
債務者　佐藤　翔太
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第９号
茨城県鹿嶋市大字佐田555番地（市営佐田団地２―301）
債務者　中川惠美子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第９号
函館市富岡町２丁目47番５―502号
債務者　駒形　直樹
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１５号
函館市美原２丁目33番40号
債務者　蛯名　慎司
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６号
函館市豊川町２番９号
債務者　金濱まゆみ
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号
函館市深堀町27番１号
債務者　木村　えみ
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
函館市中道１丁目12番14号　サクセス中道105
債務者　千葉　和夫
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３６０号
高知市愛宕町４丁目１番５号　レジデンス岩川２Ｂ
債務者　近沢　　功
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６２号
高知市北高見町269番地３　タウンコートＡ棟102号、旧住所高知市天神町12番18号　ストーク天神302号
債務者　東　　正雄
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１号
宮城県登米市迫町佐沼字大東105番地１　佐々アパートＣ棟
債務者　及川　宏美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第３号
宮城県登米市南方町太田99番地
債務者　岡田　定昭
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第１７５５号
さいたま市南区辻３丁目４番14―305号
債務者　山崎　真佑
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５２号
埼玉県越谷市平方南町22番地５　フリージア203
債務者　畠山　友里
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６号
埼玉県本庄市児玉町金屋400番地５
債務者　岩本　和也
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第７号
埼玉県本庄市児玉町金屋400番地５
債務者　岩本　浩子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１３号
埼玉県東松山市日吉町３番33号　スイング日吉Ｃ棟101
債務者　小林　　智
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１６号
埼玉県熊谷市肥塚３丁目６番41号
債務者　北　由美子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１８号
埼玉県熊谷市柿沼893番地３　ラフォーレ藤Ｂ203
債務者　権田　由香
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部